

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	八尾工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	182,600,000	令和元年10月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K 6
2	八尾工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	(有)サヌキ環境エンジニアリング	3,245,000	令和元年10月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K 6
3	舞洲工場1号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	6,930,000	令和元年10月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
4	北港処分地 廃水浄化設備整備工事	09C清掃施設工事	北港処分地	メタウォーター(株)	16,500,000	令和元年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	鶴見工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	151,360,000	令和元年10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	八尾工場電気計装設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	富士電機(株)	11,748,000	令和元年10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	平野工場1号炉ごみ投入ホッパほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F E エンジニアリング(株)	2,684,000	令和元年10月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
8	鶴見工場搬入物検査設備整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	(株)タクマ	10,230,000	令和元年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	舞洲工場搬入物検査設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	(株)タクマ	10,780,000	令和元年11月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	東淀工場プラント保安用発電機制御基板修繕	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	1,980,000	令和元年11月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	鶴見工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	(株)福島製作所	5,995,000	令和元年12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	平野工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F E エンジニアリング(株)	1,760,000	令和元年12月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

整備工事を行うクレーン設備はじん芥クレーン設備であり、焼却炉にごみを供給するために使用している。灰クレーン設備は、灰ピット内の焼却残渣、捕集灰処理物等を排出するクレーン設備である。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場

(TEL:072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 1号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地 廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24時間連続で稼働している。本設備を構成する機器や部品は、海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況であることから、消耗部品等を定期的に交換する必要がある。

本工事では、本設備の定期点検整備及び台風21号の影響により被災した本設備運転用の制御盤の整備を行うものである。

廃水浄化設備は、（株）栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）栗本鐵工所であるが、現在、（株）栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社（株）クリモトテクノスとともに、平成21年7月に環境事業をメタウォーター（株）へ事業譲渡契約している。よって本整備工事ができる業者はメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

施設管理課（電話番号06-6630-3358）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場の電気計装設備は富士電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならず、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1号炉ごみ投入ホッパほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回、1号炉ごみ投入ホッパ水冷ジャケットの補修および過熱器部の排ガス温度の逆転現象を解消しなければ、1号炉の運転が不可能な状態になっており速やかな機能復旧が必要なため、緊急的に補修工事を行うものである。

現在、当工場のピット状況は非常に悪く、他工場の整備工事や故障により当工場への搬入量が多い状態であり、2号炉が運転していても1炉分の焼却量ではピット状況は悪化していき当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから早急な対応をとらなければ構成市全体のごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要である。

これらの設備はJ F E エンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJ F E エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場搬入物検査設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場搬入物検査設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の搬入物検査設備であり、24時間搬入物検査で稼働させている。

設備を構成する機器や部材は、ごみの汚汁を頻繁に清掃することによる腐食の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品を交換することにより搬入物検査設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の搬入物検査設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場搬入物検査設備整備工事

2 契約の相手方

(株)タクマ

3 隨意契約理由

舞洲工場搬入物検査設備は、搬入される一般廃棄物を同設備に展開し、搬入不適物が無いかの検査を行った後ごみピットへ搬送する設備である。

今回、整備工事については、ごみの汚汁を頻繁に清掃することによる腐食及び機械的な運動により摩耗している消耗部品を交換し、搬入物検査設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の搬入物検査設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場プラント保安用発電機制御基板修繕

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 隨意契約理由

本修繕は、プラント保安用発電機の制御基板の取替及び修繕を行うものである。

当工場の電気設備は日立造船株式会社が独自の技術により一括責任にて設計施工したものである。本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場じん芥クレーンバケットは、焼却炉にごみを供給するするために使用している。本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

3 隨意契約理由

2号炉ボイラー過熱器部の閉塞により、2次過熱器と3次過熱器における排ガス温度の逆転現象が生じていることから、2号炉の運転が不可能な状態になっており速やかな機能復旧が必要なため、緊急的に復旧工事を行うものである。

現在当工場は1月8日から実施する定期整備工事に備えピット調整を行っており、1炉分の焼却量ではピット状況が悪化していき、工事中における当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから早急な対応をとらなければ構成市全体のごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要である

これらの設備はJFEエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）